

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 産業廃棄物の処理（第三条 <u>第十四条の二</u>）</p> <p>第三章 手数料（第十五条 第十七条）</p> <p>第四章 産業廃棄物処理業（第十八条 第二十九条）</p> <p>第五章 雑則（第三十条 第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一条及び第二条 （現行のとおり）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 産業廃棄物の処理（第三条 <u>第十四条</u>）</p> <p>第三章 手数料（第十五条 第十七条）</p> <p>第四章 産業廃棄物処理業（第十八条 第二十九条）</p> <p>第五章 雑則（第三十条 第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一条及び第二条 （略）</p> <p>（事業者の産業廃棄物処理計画）</p> <p>第三条 条例第十四条第一項に規定する産業廃棄物の処理に関する計画（以下「産業廃棄物処理計画」という。）は、産業廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（以下「基本計画」という。）及びその実施のために必要な各年度の産業廃棄物の処理に関する事項を定める実施計画（以下「実施計画」という。）とし、基本計画は五年ごとに、実施計画は年度ごとに作成</p>

するものとする。

2 前項の基本計画及び実施計画には、次に掲げる事項をそれぞれ定めるものとする。

- 一 産業廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 産業廃棄物の減量に関する事項
- 三 産業廃棄物の適正な処理に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 産業廃棄物の管理体制に関する事項

3 前二項の基本計画又は実施計画を変更する場合には、それぞれの計画について変更後の計画を作成するものとする。この場合において、変更後の計画の期間は、第一項に規定するそれぞれの計画の期間から計画の変更の時までの経過期間を除いたものとする。

(産業廃棄物管理責任者の選任等)

第四条 条例第十四条第一項の規定による産業廃棄物の処理に関する計画の作成は、産業廃棄物管理責任者の意見を聴いて行わなければならない。

2 条例第十四条第一項の規定による産業廃棄物管理責任者の選任は、当該事業場から排出される産業廃棄物の処理に関する権限を有する者であつて、産業廃棄物の処理について十分な知識を有するものうちから行わなければならない。

(産業廃棄物管理責任者の選任等)

第三条 条例第十四条第一項の規定による産業廃棄物管理責任者の選任は、当該事業場から排出される産業廃棄物の処理に関する権限を有する者であつて、産業廃棄物の処理について十分な知識を有するものうちから行わなければならない。

2 前項の産業廃棄物管理責任者は、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量のための取組及び処理の状況を常に把握し、必要と認めるときは、その処理の方法等について改善のための措置を講じなければならない。

(特定排出事業者)

第四条 条例第十四条第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十九号）にいう建設業を営んでいる者であつて資本金が三億円を超えるもの
- 二 日本標準産業分類にいう製造業を営んでいる者であつて従業員数が三百人以上の工場を都内に有するもの
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院を営んでいる者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 前項の産業廃棄物管理責任者は、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量のための取組及び処理の状況を常に把握し、必要と認めるときは、その処理の方法等について改善のための措置を講じなければならない。

(計画書の提出等)

第五条 条例第十四条第二項の規則で定める事業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日本標準産業分類（昭和五十九年行政管理庁告示第二号）にいう建設業を営んでいる者であつて資本金が五億円以上のもの
- 二 日本標準産業分類にいう製造業を営んでいる者であつて従業員数が三百人以上の工場を都内に有するもの
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（病床数が三百以上のものに限る。）を営んでいる者
- 四 前三号までに掲げる者のほか、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者その他の事業者で知事が必要と認めるもの

2 第三条第一項に規定する基本計画に係る計画書の提出は知事が指定する年の九月三十日まで、同条第三項に規定する基本計画の変更に係る計画書の提出は当該計画を変更した日から三十日以内に、別に定める様式により行うものとする。

(特定排出事業者による報告)

第五条 条例第十四条第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業場における産業廃棄物処理の概要
- 二 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する次に掲げる事項
 - イ 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針
 - ロ 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況
 - ハ 産業廃棄物管理責任者の役職及び役割
 - ニ 従業員の教育訓練の実施状況
 - ホ 産業廃棄物処理に係る監査の実施状況
- 三 関連事業者(子会社、下請事業者、特定排出事業者)に定期的に物品等を納入する者等をいう。)に対する産業廃棄物の減量

3 第三条第一項に規定する実施計画に係る計画書の提出は毎年六月三十日まで、同条第三項に規定する実施計画の変更に係る計画書の提出は当該計画を変更した日から三十日以内に、別に定める様式により行うものとする。

4 条例第十四条第二項の規定による産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任した日から三十日以内に、産業廃棄物管理責任者選任届(別記第一号様式)により行わなければならない。

及び適正な処理の普及、支援等の取組事項

四 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取組事項

五 産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において、処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するために取り組んでいる内容として、次に掲げる事項

イ 産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項

ロ 産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認している事項

ハ 産業廃棄物の処理の委託に係る費用の支払い方法

ニ 委託契約締結後において、委託先に係る産業廃棄物の適正な処理を行い得る状態が維持されているかを判断するために確認している事項

六 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための取組事項

七 産業廃棄物の再生状況

八 再生資源の利用状況

2 条例第十四条第二項の規定による報告は、毎年四月一日現在の状況をその年の六月三十日まで、別に定める様式により行うものとする。

3 条例第十四条第三項及び第五項の規定による公表の方法その他

必要な事項は、別に定める。

(意見陳述の機会の付与)

第五条の二 条例第十四条第六項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をにおいて、当該勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の根拠となる条例の条項

三 公表の原因となる事実

四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出

期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は出頭すべき日時に口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第十四条第五項の規定による公表をすることができる。

(産業廃棄物収集運搬業者による報告)

第五条の三 条例第十四条の二第一項(条例第十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める者は、事業の範囲に積替え又は保管を含む者とする。

2 条例第十四条の二第一項の規則で定める期間は、六月とする。

3 条例第十四条の二第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 産業廃棄物の運搬を受託した契約の件数
- 二 産業廃棄物の運搬に使用した車両の延べ台数
- 三 主たる運搬先の施設の所在地

四 積替え又は保管の場所の現況

五 積替え又は保管の場所の使用開始時刻及び使用終了時刻

六 次に掲げる事項を含む産業廃棄物の適正な処理の実現に向けた取組内容

イ 従業者の教育訓練の状況

ロ 処理に係る情報の公開状況

4 条例第十四条の二第一項第一号から第四号まで、同項第五号ロ及び二並びに前項第一号及び第二号の事項については月ごとに集計した量を、同条第一項第五号ハの事項については毎月末の保管量を報告するものとする。

5 条例第十四条の二第一項の規定による報告は、四月一日から九月三十日までの期間に係る事項については十月三十一日までに、十月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る事項については同年四月三十日までに、別に定める様式により行うものとする。

6 条例第十四条の二第二項及び第四項（条例第十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表の方法その他必要な事項は、別に定める。

7 前条の規定は、条例第十四条の二第五項（条例第十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の意見を述べ、証拠を提示する機会におけるその方法について準用する。この場合において、前条第七項中「第十四条第五項」とあるのは、「第十四条の二第四項（条例第十四条の四第一項において準用する場合を含む。）

「」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処分業者による報告)

第五条の四 条例第十四条の三第一項(条例第十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める期間は、六月とする。

2 条例第十四条の三第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 産業廃棄物の処分を受託した契約の件数

二 処分を行うに当たり、産業廃棄物の受入れに使用された車両の延べ台数

三 処分後の産業廃棄物の持ち出しに使用された車両の延べ台数

四 主たる持出先の施設の所在地

五 処分を行う施設の現況

六 処分を行う施設の使用開始時刻及び使用終了時刻

七 次に掲げる事項を含む産業廃棄物の適正な処理の実現に向けた取組内容

イ 従業者の教育訓練の状況

ロ 処理に係る情報の公開状況

3 条例第十四条の三第一項第二号から第四号まで、同項第六号から第八号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、月ごとに集計した量を報告するものとする。

4 条例第十四条の三第一項の規定による報告は、四月一日から九月三十日までの期間に係る事項については十月三十一日までに、十月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る事項については同年四月三十日までに、別に定める様式により行うものとする。

5 条例第十四条の三第二項（条例第十四条の四第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において読み替えて準用する条例第十四条の二第二項及び第四項の規定による公表の方法その他必要な事項は、別に定める。

6 第五条の二の規定は、条例第十四条の三第二項において準用する条例第十四条の二第五項の意見を述べ、証拠を提示する機会におけるその方法について準用する。この場合において、第五条の二第七項中「第十四条第五項」とあるのは、「第十四条の三第二項（条例第十四条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する条例第十四条の二第四項」と読み替えるものとする。

第六条から第十四条まで（現行のとおり）

（廃棄物の処理に関連する法令）

第十四条の二 条例第二十条の二に規定する規則で定める法令は、法のほか、次のとおりとする。

一 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

第六条から第十四条まで（略）

<p>二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）</p>	
<p>三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）</p>	
<p>四 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）</p>	
<p>第十五条から第二十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>第十五条から第二十五条まで（略）</p>
<p>（指定の取消し）</p>	<p>（指定の取消し）</p>
<p>第二十六条（現行のとおり）</p>	<p>第二十六条（略）</p>
<p>2（現行のとおり）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 知事は、第一項の規定による指定の取消しを行ったときは、当該取消しの内容を公表するものとする。</p>	<p>第二十七条から第三十五条まで（略）</p>
<p>第二十七条から第三十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>第二十七条から第三十五条まで（略）</p>
<p>別記第一号様式 別記第一号様式</p>	<p>別記第一号様式（略）</p>
<p>別記第二号様式から第六号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>別記第二号様式から第六号様式まで（略）</p>

第11号様式(第22条関係)

産業廃棄物再生輸送業指定証	指定 第 号
住所 氏名	[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名
住所 氏名	
<p>産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、 下記のとおり指定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 東京都知事 印</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 指定の年月日	年 月 日
2 指定の有効期限	年 月 日
3 取り扱う産業廃棄物の種類	
4 取引関係	
5 指定の条件	
6 指定の更新・変更の状況	

注1 この指定について、不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができません。(なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この指定の目的要日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)自分の取消しの訴えを提起することができません。(なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して1年以内であっても、この指定の目的要日から起算して1年を経過すると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自分の取消しの訴えを提起することができません。)

(日本工業規格A列4番)

第11号様式(第22条関係)

産業廃棄物再生輸送業指定証	指定 第 号
住所 氏名	[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名
住所 氏名	
<p>産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、 下記のとおり指定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 東京都知事 印</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 指定の年月日	年 月 日
2 指定の有効期限	年 月 日
3 取り扱う産業廃棄物の種類	
4 取引関係	
5 指定の条件	
6 指定の更新・変更の状況	

この指定について、不服があるときは、この指定証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができません。

(日本工業規格A列4番)

第12号様式（第22条関係）

産業廃棄物再生活用業指定証		指定 第 号
住所 氏名		【法人にあっては、主たる事務所の】 所在地、名称及び代表者の氏名
東京都知事		
<p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、下記のとおり指定する。</p> <p>年 月 日</p>		
1 指定の年月日	年 月 日	記
2 指定の有効期限	年 月 日	
3 取り扱う産業廃棄物の種類		
4 再生利用の方法		
5 指定の条件		
6 取引関係		
7 指定の更新・変更の状況		

注1 この指定について、不届があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます（左記）。この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であり、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができます。

注2 この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）自分の取消しの請求を提起することができます（なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の取消しの請求を提起することはできなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する請求があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、自分の取消しの請求を提起することができます。

（日本工業規格A列4部）

別記第十三号様式から第十六号様式まで（現行のとおり）

第12号様式（第22条関係）

産業廃棄物再生活用業指定証		指定 第 号
住所 氏名		【法人にあっては、主たる事務所の】 所在地、名称及び代表者の氏名
東京都知事		
<p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、下記のとおり指定する。</p> <p>年 月 日</p>		
1 指定の年月日	年 月 日	記
2 指定の有効期限	年 月 日	
3 取り扱う産業廃棄物の種類		
4 再生利用の方法		
5 指定の条件		
6 取引関係		
7 指定の更新・変更の状況		

この指定について、不届があるときは、この指定証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議を申し立てることができます。

（日本工業規格A列4部）

別記第十三号様式から第十六号様式まで（略）

指 定 第 号	
指 定 取 消 書	
住 所 氏 名	【法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名】
年 月 日付指定 第 号で指定した産業廃棄物再生 施設業については、東京都産業物規則第26条第1項の規定により、下記のと おり指定を取り消す。	
年 月 日	東京都知事 印
記	
1 取消事項	
2 取消理由	

注1 この処分について不届があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日
から起算して60日以内に、東京都知事に對して異議申立てをすることができま
す（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であ
つても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをする
ことができなくなります）
注2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6
箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都
知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、こ
の処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、こ
の処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起す
ることができなくなります）ただし、上記1の異議申立てをした場合には
当該異議申立てに對する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇
月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます

（日本工業規格A列4番）

別記第十八号様式から第二十六号様式まで（現行のとおり）

指 定 第 号	
指 定 取 消 書	
住 所 氏 名	【法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名】
年 月 日付指定 第 号で指定した産業廃棄物再生 施設業については、東京都産業物規則第26条第1項の規定により、下記のと おり指定を取り消す。	
年 月 日	東京都知事 印
記	
1 取消事項	
2 取消理由	

この処分について不届があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌
日から起算して60日以内に、 に對して、 をすることができま
す。

（日本工業規格A列4番）

別記第十八号様式から第二十六号様式まで（略）